

年金共済

拠出型企業年金保険

「年金共済」は
組合員だけが入れる
貯蓄型の保険だよ

掛金は途中で増やせるよ

生命保険料控除の対象で
所得税・住民税を軽減できる
のはうれしいね

※年収・保険料・既にご加入の保険契約等により、税軽減効果は
異なります。

教育資金を
貯めるのにも
使えるね

2026年10月から

返 戻 率
リニューアル

月払に30年加入した場合

返戻率 **112.9%** (2025年)

114.7%

※返戻率＝積立金額÷掛金累計

掛金の
シミュレーション
もできるよ



「一時払でプレゼントがもらえる」キャンペーン

返戻率リニューアルで「一時払」は加入期間1年で元本割れが解消！

期間 第1回メ切 2026年11月15日

第2回メ切 2027年 5月15日

プレゼント ギフトカード(1,000円相当)

発送 加入者証と一緒に登録住所へ送付します。

※プレゼントは各回、お一人様1つです。

自動エントリー ①②を満たした場合、応募が完了します。

①一時払(Bコース)の「加入申込書」を
所属組合・共済会を通じて労働共済連へ提出
※Bコースに新規加入、または既加入で掛金の払込を中止している方は、
月払掛金5口5,000円以上も合わせて申込が必要です。

②掛金を口座振替で支払い、加入が成立
※一時払掛金は月払掛金と合わせて、登録の口座から振替します。

主催：全国労働組合共済連合会(労働共済連)

決算実績によって**配当金**が発生する年度もあります！

29年連続
配当中です

2025年度 **年1.34%**

予定利率 年1.15% + 配当率 年0.19%

2024年度 **年1.21%**

予定利率 年1.15% + 配当率 年0.06%

2023年度 **年1.17%**

予定利率 年1.15% + 配当率 年0.02%

※毎年4月1日(契約応当日)に配当が発生した場合は、配当により一時金が積み増しされます。※年金受給開始後に配当が発生した場合は、配当により年金額が増加します。
※毎年の配当金は、各委託保険会社のお支払時期の前年度決算および委託割合により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。なお、決算実績
によっては、お支払いできない年度もあります。

月払・半年払・一時払

年2回募集

【秋期】2026年 11月15日必着
【春期】2027年 5月15日必着

【初回口座振替】2027年 1月22日
【初回口座振替】2027年 7月22日

月払のみ

毎月募集(自治労連のみ)

毎月15日必着

【初回口座振替】翌々月 22日



全国労働組合共済連合会



年金共済で自分にぴったりの資産形成をはじめませんか

将来に向けて
今からお金の準備を
はじめたいな

CHECK!

退職後の生活費は
公的年金だけでは
足りなさそうね

それなら「年金共済」が
おすすめだよ！
積立感覚で将来必要な
お金が準備できるよ

CHECK!

	夫婦のみの世帯	単身世帯
収入	約25.4万円	約13.1万円
支出	約29.6万円	約16.1万円
差額	約4.2万円不足	約3万円不足

世帯主が65歳以上の
無職世帯1ヶ月の
平均的な家計

〔資料〕
令和7年総務省統計局
家計調査報告

年金共済の推しポイント

POINT① 掛金を自分で決められる！
途中で変更できる！

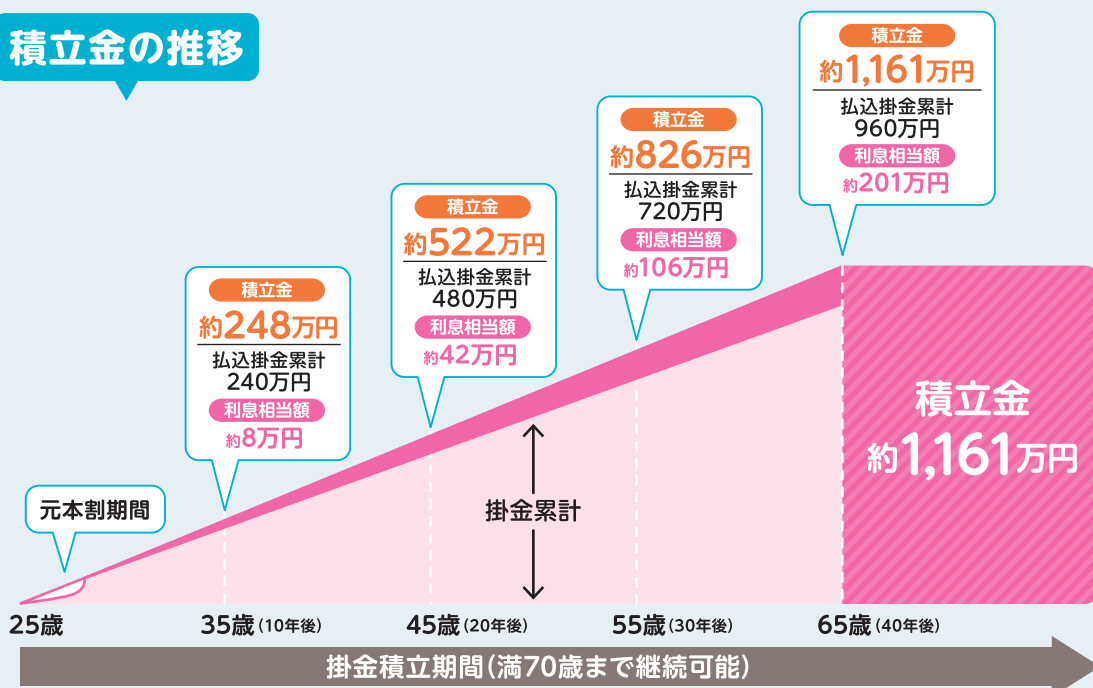
POINT② 生命保険料控除の対象で
所得税・住民税を軽減できる！
※年収・保険料・既にご加入の保険契約等により税軽減額は異なります。

POINT③ いつでも解約して
貯まった積立金を受け取れる！

マイホームの
頭金に
使えるね♪



積立金の推移



【加入例】
加入年齢 ——— 25歳
コース ——— AorBコース
掛金月額 ——— 20,000円
年金開始年齢 — 65歳

積立金額は毎年6月に
「積立状況のお知らせ」で
確認できるよ



※上表は(積立金に対して付利する利率である)予定利率1.15%を使用して計算しています。
※掛金から制度運営費、付加保険料等を差し引いた残額が積立てられます。※積立期間中に解約した場合、積立金を受け取れます。
※積立期間中に死亡した場合は、積立金に月払、半年払1回分の掛金相当額を加算し、遺族に支払います。

CHECK! 

将来のために、
目標額を決めて
準備しよう!



POINT

早いうちから加入すると、少ない掛金で無理なく積立ができ、掛金振込中は、ずっと**生命保険料控除**が適用される!

目標額の設定



65歳までに **500万円** を貯めたい

〈加入例〉

加入年齢	加入期間	必要な掛金額
25歳	(40年間)	月払 9,000円
30歳	(35年間)	月払 11,000円
35歳	(30年間)	月払 13,000円
40歳	(25年間)	月払 15,000円
45歳	(20年間)	月払 20,000円
50歳	(15年間)	月払 27,000円
55歳	(10年間)	月払 41,000円

年金共済なら

500万円

の積立金で

月額
約23,000円

確定年金を20年間
受け取れます。

CHECK! 

教育資金を
貯めるには?

まずは**児童手当**を
積み立てよう!

児童手当の 積み立て



0～18歳までの児童手当を
全額積み立てすると、
約250万円になります!

Bコース 月払 **15,000円**
(月払 10,000円 + 月払 5,000円)

(所得税における生命(一般)保険料控除額50,000円)

加入申込書2枚で申込すると、児童手当の減額に対応でき、一部解約しやすくおススメです。

POINT

プラス毎月1万円で18年加入
すると、約230万円になり、合
わせて約480万円準備できます。

掛金シミュレーションは
こちら



CHECK! 

積立金は年金で
受け取りたいわ



「年金共済」は請求するときに
受取方法を選ぶよ!
受取時に手数料はかからないよ!

選べる受取方法

年金受給を選択した場合の基本年金額は、予定利率を将来にわたって適用することを前提として計算します。予定利率は、年金受給権取得時のものを適用します。

一時金

約1,161万円

5年確定年金 (Bコースのみ)

5年

月額 約197,000円

10年確定年金

10年

月額 約101,200円

20年確定年金

20年

月額 約53,400円

※確定年金は生死にかかわらず支払われます。

15年保証終身年金

月額〈男性〉

約53,400円

月額〈女性〉

約47,400円

15年間は生死にかかわらず支払われ、16年目以降は生存される限り支払われます。(16年目以降は、毎年住民票等の提出が必要です。)

※年金受給中に死亡した場合には、遺族に支払います。

※Bコースで年金月額20,000円未満の場合は一時金受け取りとなります。

終身

年金を請求するときに
積み増しできます!

年金請求時
一時払

P3参照
(Bコースのみ)

500万円を積み増しする
と20年確定年金の月額が
約23,000円増えます。

申込は簡単!
組合に加入申込書を出すだけ!

それなら忙しい私でも
はじめられそう!



加入者の声

負担のない掛金で、知らず知らずにお金が貯まりました。年金生活で貯金を少しずつ削っている中、嬉しい収入です。お勧めです!



計画的に老後資金を貯めたい、
小額でも年金で受け取りたい方に

途中で資金を受け取りたい、
余裕があるときに積増したい方に

Aコース 個人年金保険料控除

Bコース 一般の生命保険料控除

募 集	26秋募集:2026年11月15日締切 → 初回口座振替 2027年1月22日 27春募集:2027年 5月15日締切 → 2027年7月22日 毎月募集:(自治労連共済のみ・月払のみ):毎月15日締切 → 初回口座振替 翌々月 22日	
加入資格	満60歳未満の労働共済連加盟の共済会の会員 (健康告知不要) 26秋募集:1967(昭和42)年2月3日以後生まれ 27春募集:1967(昭和42)年8月3日以後生まれ ※満70歳まで継続いただけます。※加入(会員)資格を失われた場合には、すみやかに脱退(解約)手続きをお取りください。	満68歳未満の労働共済連加盟の共済会の会員 (健康告知不要) 26秋募集:1959(昭和34)年2月3日以後生まれ 27春募集:1959(昭和34)年8月3日以後生まれ
掛金・ 掛金の払込方法	月 払 :5口5,000円以上ご加入ください。毎月22日口座振替 半年払 (月払5,000円必須):月払に追加して1口10,000円以上。7月22日と1月22日の毎年2回口座振替 ※月払、半年払、一時払掛金の限度はいずれも500口です。 ※ゆうちょ銀行はお取り扱いできません。 ※掛金を現金で受領することはありません。 初回より金融機関口座から振替します。	一時払 (月払5,000円必須):1口100,000円以上。 (一時払は、その都度お申込みください。) 7月22日(5月15日締切募集分) } いずれも1回のみ 1月22日(11月15日締切募集分) } 口座振替
実際の積立額	※掛金から制度運営費(月払・半年払掛金の1.5%、一時払掛金(Bコースのみ)の0.5%)と付加保険料等を差し引いた残額が、実際の積立額です。	
保険料控除	掛金から制度運営費を控除した額が 個人年金保険料控除 の対象になります。(所得税法第76条、同法施行令第211条・第212条)	掛金から制度運営費を控除した額が 一般の生命保険料控除 の対象になります。(所得税法第76条)
振替不能の場合	●第1回目の掛金振替ができない場合 第2回目の掛金と一緒に振替えます。第2回目の掛金振替ができなかった場合は加入が取消されます。 ●第2回目以降の掛金が振替できない場合 翌月分と一緒に振替えます。再び連続して振替できなかった場合は、脱退扱いになります。	●第2回目以降の掛金が振替できない場合 翌月分と一緒に振替えます。再び連続して振替できなかった場合は、払込中止扱いになります。
掛金の変更 (1)増やす	○	月払は毎月募集時または年2回募集時に、半年払・一時払(Bコースのみ)は年2回募集時に、加入申込書で手続きします。 (Aコース満60歳未満、Bコース満68歳未満) ※毎月募集は自治労連共済のみ、お取り扱いいたします。
(2)減らす (一部払込中止)	○	月払掛金は5,000円まで減額、半年払掛金は0円にできます(一部払込中止)。 積立金は、払出しせず積立てておきます。
(3)掛金0円 (全部払込中止)	×	○ 掛金0円(全部払込中止)はできません。 掛金の全部払込中止(月払掛金0円)ができます。 全部払込中止中の半年払、一時払はできません。 積立金は、払出しせずに積立てておきます。
一部解約(減口)	×	○ 一部解約(減口)はできません。(全部解約はできます。) 一部解約(減口)し、積立金の一部を引き出せます。 ただし、月払5口分の積立金は一部解約(減口)できません。 (全部解約はできます。)
受給 (1)年金	年金の受給資格 ①満70歳に達したとき。または、②加入10年以上で満60歳以上に達し、年金受給を申出たとき。 年金の種類(年金請求時に選択できます。) ①10年確定年金 ②20年確定年金 ③15年保証終身年金 ※年金は年4回、各3ヵ月分を支払います。(3、6、9、12月)	年金の受給資格 ① 満70歳に達したとき。または、②加入2年以上で満55歳以上に達し、年金受給を申出たとき。 年金の種類(年金請求時に選択できます。) ①5年確定年金(Bコースのみ) ②10年確定年金 ③20年確定年金 ④15年保証終身年金 ※年金は年4回、各3ヵ月分を支払います。(3、6、9、12月) ※年金月額20,000円未満の場合には一時金になります。
(2)脱退(解約) 一時金	積立期間中に脱退(解約)したとき。	
(3)遺族一時金	積立期間中に死亡したとき。	
年金請求時一時払	×	○ この取扱いはありません。 年金請求時に、年金原資を増額することができます。 5年・10年・20年の確定年金を選択した場合は年金請求時の積立金合計を限度とします。15年保証終身年金にはこの限度がありません。
受取人	受取人は加入者本人です。加入者死亡の場合の受取人は、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償の順位(該当する方がいない場合は、民法における相続人の規定)によります。	
受取時の税務	加入者が受け取る年金は雑所得(所得税法第35条、同法施行令第183条)、脱退一時金は一時所得(所得税法第34条、同法施行令第183条)、遺族が受け取る遺族一時金は相続財産(相続税法第3条・第12条)となります。 ※記載の税務取扱は、2026年6月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。	

Q いつでも解約(脱退)できますか?

A

Aコース・Bコースとも、いつでも解約(脱退)できます。
ただし、**加入期間が月払・半年払は4年未満、一時払は1年未満は元本割れします**ので、ご注意ください。



Q&A・
掛金シミュレーション





ライフステージに合わせて、
加入後も掛金の増減ができます

（おすすめ加入例）

AとB両方のコースに
加入できます

個人年金保険料控除 を使いたい

Aコース 月払 10,000円

または 月払 5,000円 + 半年払 30,000円

(所得税における生命(個人年金)保険料控除額50,000円)

一般の生命保険料控除 を使いたい

Bコース 月払 10,000円

または 月払 5,000円 + 半年払 30,000円

(所得税における生命(一般)保険料控除額50,000円)

個人年金保険料控除

と 一般の生命保険料控除

の両方を使いたい

(所得税における生命(個人年金・一般)保険料控除額合計100,000円)

20代におすすめ

月払 20,000円

Aコース

Bコース

月払 10,000円ずつ

30代におすすめ

月払 40,000円

Aコース

Bコース

月払 20,000円ずつ

40代以上におすすめ

月払 50,000円

Aコース

Bコース

月払 25,000円ずつ

半年払

50,000円ずつ

100,000円ずつ

200,000円ずつ etc

※掛金を途中で変更した場合や年収・既にご加入の保険契約等により、上記の控除額とならないことがあります。

※春・秋募集での加入は年の途中での加入のため、上記所得税における生命(個人年金・一般)保険料控除額は翌年以降の金額です。

50代からでも間に合う

じぶん年金

を作りたい

65歳から月額約30,000円の20年確定年金をもらうには…

加入年齢	加入期間	必要な掛金
50歳	15年	Aコース 月払 23,000円 + 半年払 7万円
55歳	10年	Aコース 月払 35,000円 + 半年払 11万円
58歳	7年	Bコース 月払 51,000円 + 半年払 16万円

・年金受け取りには、Aコースは10年以上、Bコースは2年以上の加入期間が必要です。
・掛金の増額はAコース59歳、Bコース67歳まで(掛金の減額はいつでもできます)。

60歳で退職金1,000万円を積み立てると…

Bコース 月払 5,000円
一時払 1,000万円

▶ 65歳から月額約49,000円の確定年金を
20年間受け取れます
(年金受取総額 約1,176万円)

Bコースは、月払掛金を加入後0円にし、70歳まで据え置くこともできます。

Bコースは元本割期間の短い一時払(10万円単位)を+するのがおすすめです。

例えば、一時払100万円は加入期間20年間で積立金約121万円となります。※一時払は、何回でも追加加入ができます。

- A・B両コースに加入すると、Aコースは個人年金保険料控除、Bコースは一般の生命保険料控除(ともに旧税制:最高5万円ずつ)の対象となり、合計で最高10万円の所得税控除対象となります。また住民税も、Aコースは個人年金保険料控除、Bコースは一般の生命保険料控除(ともに旧税制:最高3万5千円ずつ)の対象となり、合計で最高7万円の住民税控除対象となります。

※当年金共済制度は団体契約としての契約日が、平成3年(1991年)4月の為、旧税制(平成23年以前)の適用を受けます。

(参考)新税制(平成24年以降)の場合、所得税控除額:最高4万円ずつ、合計で最高8万円、住民税控除額:最高2万8千円ずつ、合計で最高5万6千円が限度となります。

生命保険料控除5万円(旧税制)で軽減される税金額試算表(年間掛金(制度運営費を除く)10万円以上の場合)

※復興特別所得税(2.1%)は考慮していません。

課税所得金額	所得税率	所得税の年間軽減額※	住民税の年間軽減額 (所得割(標準税率)10%)	合 計
～195万円	5%	2,500円	3,500円	6,000円
195万円超～330万円	10%	5,000円		8,500円
330万円超～695万円	20%	10,000円		13,500円
695万円超～900万円	23%	11,500円		15,000円

(上記の表は2026年6月に作成したもので、将来にわたって税金軽減額を保証するものではありません。また、年収・保険料・既に加している保険契約等により軽減効果は異なります。)

- 個人年金保険料控除および一般生命保険料控除(ともに旧税制)の控除額計算

Aコース「個人年金保険料」とBコース「一般の生命保険料」は、ともに下表の同じ計算式によりますが、それぞれ『別枠』で計算し合計します。

所得税

年間正味払込保険料 (払込掛金-制度運営費)	控除される金額
25,000円以下	全額
25,001円から50,000円まで	年間正味払込保険料×1/2+12,500円
50,001円から100,000円まで	年間正味払込保険料×1/4+25,000円
100,001円以上	一律 50,000円

※所得税の合計適用限度額は10万円です。

住民税

年間正味払込保険料 (払込掛金-制度運営費)	控除される金額
15,000円以下	全額
15,001円から40,000円まで	年間正味払込保険料×1/2+7,500円
40,001円から70,000円まで	年間正味払込保険料×1/4+17,500円
70,001円以上	一律 35,000円

※住民税の合計適用限度額は7万円です。

加入申込書ご記入の際の注意点

1 加入申込書は、Aコース・Bコース別にご記入ください。

2 **金融機関の届出印**を4枚に押印してください。
ネット銀行の場合、認印(シャチハタ印不可)を押印してください。

3 ゆうちょ銀行はお取り扱いできません。

お取り扱いできない主な金融機関

- ゆうちょ銀行、あおぞら銀行、オリックス銀行、SBJ銀行など
- 外国銀行全行、漁業協同組合全組合、信用組合の一部、農業協同組合の一部



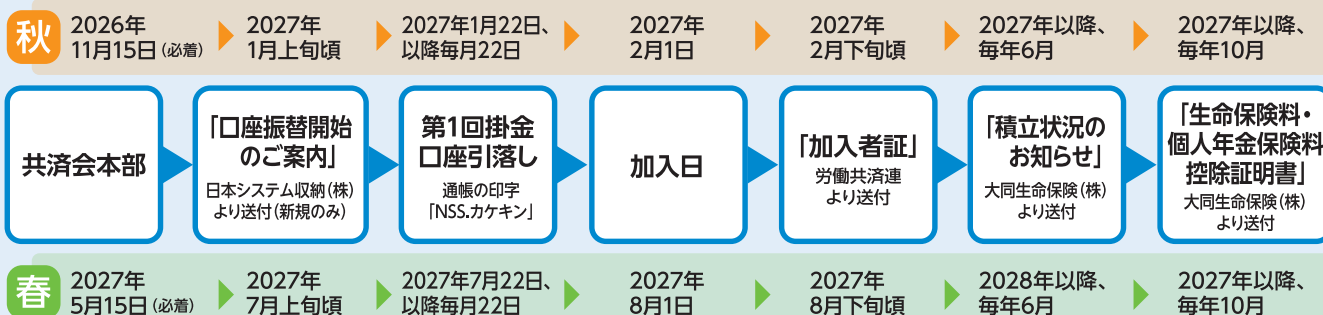
意向確認のお願い

申込み内容がご自身のご意向にあっているか必ずご確認ください。

- ☐ 加入申込書の希望加入コース欄に○をしている。
 - ☐ Bコース加入の場合、年金月額2万円未満は一時金受取りとなります。
 - ☐ 年齢は、P.3の加入資格を満たしている。
 - ☐ 加入期間が短い場合、積立金が払込掛金の累計を下回ることがあります。
 - ☐ 予定利率は、将来変更することがあります。
- 将来の受取予想額(給付額試算表)は将来の受取額をお約束するものではありません。



加入申込書提出後のご案内



加入日後、住所・電話番号が変更となった場合は、大同生命コールセンター(0120-789-501 平日9:00~17:00)へお電話ください。

年金共済制度【拠出型企業年金保険】契約概要

この「拠出型企業年金保険契約概要」をご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。当紙面に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項等は、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等には「加入勧奨資料(パンフレット)」の該当箇所を必ずご確認ください。

商品名称 拠出型企業年金保険

商品の特徴について ●団体・企業の所属員(役員・従業員)の退職金資金の準備、自助努力による老後保障資金の準備・財産形成を目的に、団体を契約者として運営する団体年金保険商品です。●掛金を払込み、積立金を原資として年金または一時金が受取れます。●掛金払込期間中に死亡された場合、遺族年金特約により遺族一時金として、払込中の掛金1口につき月払は1,000円、半年払は10,000円を脱退一時金に加算してお支払いします。

加入年齢、掛金、保険期間等について ●加入年齢、加入資格、(追加)加入日、掛金の額、払込方法、払込満了期日、年金受取期間等はパンフレットにてご確認ください。●退職、退会等により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

年金や一時金が主に支払われる場合について 年金や一時金が主に支払われる場合は以下のとおりです。●**年金** 掛金払込満了期日を迎えたなど、年金受給資格を満たされた場合、積立金を原資として年金をお支払いします。※一時金を希望の場合、年金受給中でも、将来の年金のお支払いに代えて一時金をお支払いします。なお、Bコースは積立金(年金原資)から計算した年金月額20,000円未満となる場合、一時金でお支払いします。

●**脱退一時金** 年金受給資格の取得前に脱退された場合、脱退一時金をお支払いします。●**遺族一時金** 掛金払込期間中に死亡された場合、遺族年金特約により遺族一時金として、払込中の掛金1口につき月払は1,000円、半年払は10,000円を脱退一時金に加算してお支払いします。※払込みのない加入口は、遺族年金特約加算はありません。

積立金について ●積立金(脱退一時金)・遺族一時金はご加入時点で定まるものではありません。●払込掛金は、制度運営事務費や遺族年金特約の保険料等を差引いて積立てられ、所定の予定利率により運用されます。そのため、ご加入後一定の期間は、積立金(脱退一時金)・遺族一時金が払込掛金の累計を下回ります。また、予定利率については将来変更することがあります。●将来の受取予想額は、パンフレットの給付額試算表をご確認ください。(将来のお受取額をお約束するものではありません。)

年金月額について ●年金月額はご加入時点で定まるものではありません。●将来お受取りになる年金月額は年金支払開始時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて算出されます。基礎率等(予定利率、予定死亡率等)については将来変更することがあります。

配当金について ●この保険は1年ごとに財政決算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として、翌年度始に各ご加入者に割当てる仕組みです。決算実績によっては、割当のない年度もあります。●掛金払込期間中の配当金は、積立金に繰入れられます。●年金受給期間中の配当金は、年金の増額(増加年金)に充当されます。●年度途中で脱退された場合、その年度始から脱退時にかかる配当金の割当はありません。

委託保険会社について この保険契約は、大同生命保険株式会社を幹事会社とする生命保険契約です。委託保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの委託割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。

〈事務幹事会社〉:大同生命保険株式会社

※必ず「注意喚起情報」もご確認願います。

保険加入に際しては、ライフプランや公的保険制度等を踏まえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

公的年金制度に関するご案内(生命保険協会)

URL: https://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/pdf/data_01.pdf



年金共済制度【拠出型企業年金保険】 注意喚起情報

この「年金共済制度【拠出型企業年金保険】注意喚起情報」をご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット、当注意喚起情報および契約概要の該当箇所を必ずご確認ください。

ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度）はできません

拠出型企業年金保険については、団体を契約者とする企業保険契約であることから、ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）はできません。

ご加入の責任開始期について ご提出の加入申込書に基づき委託保険会社にご加入を承諾した場合、委託保険会社は下記の「加入日」からご契約上の責任を負います。

《加入日（新規加入・増口）》申込は春期（5月15日締切で8月1日加入）・秋期（11月15日締切で翌年2月1日加入）募集の年2回です。ただし、一時払はBコースのみです。毎月募集は自治労連共済のみ、取り扱いいます。（毎月15日締切で翌々々月1日加入）

	春期募集	秋期募集	毎月募集
加入申込書締切日	5月15日 産別共済会必着	11月15日 産別共済会必着	毎月15日 自治労連共済必着
掛金振替開始日	7月22日	1月22日	翌々月22日
加入日	8月1日	2月1日	翌々々月1日

※生命保険会社の職員・代理店には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

加入資格について 拠出型企業年金保険は、申込日現在、団体の所属員（当制度は全国労働組合共済連合会加盟の共済会の会員）の方のみご加入いただけます。また、退会等により加入資格を失われた場合は、この保険からの脱退手続きが必要です。

掛金のお払込みについて ご加入者から掛金の払込みがなく2ヵ月経過した場合、加入不成立または脱退（Bコースは払込中止）となります。

年金や一時金のお支払い制限について 次の場合、年金・一時金のお支払いに制限があります。●遺族一時金（年金）の受取人が故意に加入者・年金受給者を死亡させた場合、他の相続人に遺族一時金（年金）、または未支払の年金原資をお支払いします。●契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることあり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。●受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺をおこなった時（未遂を含みます）など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。●保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。●契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金・一時金を不法に取得する目的または他人に年金・一時金を不法に取得させる目的があった場合、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。●払込が中止されている加入日は、遺族年金特約による加算はありません。

脱退・払出し時の一時金額について 払込掛金は、そのまま積立てるのではな

く、一部は制度運営事務費や遺族年金特約の保険料等に充てられます。そのため、ご加入後一定の期間は、積立金（脱退一時金）・遺族一時金が払込掛金の累計を下回ります。

予定利率等の変更について 委託保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など将来の予見し得ない事情の変更により特に必要と判断した場合、予定利率等を変更することがあります。

生命保険会社の信用リスクと生命保険契約者保護機構について

●保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金（脱退一時金）・年金等の金額が削減されることがあります。●この制度の委託保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。委託保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合、積立金（脱退一時金）・年金等の金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820【月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時】

ホームページアドレス：https://www.seihohogo.jp/

生命保険協会における「生命保険相談所」について この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス：https://www.seiho.or.jp/）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

個人情報に関するお知らせ 全国労働組合共済連合会（以下「当会」という。）は、当制度の運営において取得する個人情報（被保険者の氏名、性別、生年月日等）を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用し、委託保険会社および事務委託会社へ提供します。委託保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用し、当会および他の委託保険会社に上記目的の範囲内で提供します。事務委託会社は、受領した個人情報を口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、当会、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

年金や一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項

●年金や一時金のご請求は、契約者（団体）経由で行っていただく必要があります。●年金・一時金のお支払事由が生じた場合や、支払可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合等は、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

複数の年金・保険金などの支払事由に該当する可能性について 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合は、すみやかに契約者（団体）の照会先までご連絡ください。

ご照会について 【制度に関するご照会】所属の労働組合の窓口まで

【当紙面（「契約概要」、「注意喚起情報」）に関するご要望・苦情等】

大同生命保険株式会社 企業保険サービス課 TEL:0120-501-094

（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

※左記の委託保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの委託割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。また、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。（左記記載の委託保険会社および委託割合は2026年6月現在のものです。）なお、各委託保険会社の実績等により、給付金支払の委託割合が左記の委託割合と異なることがあります。

委託保険会社および委託割合

（事務幹事会社） 大同生命保険株式会社 (20.0%)	太陽生命保険株式会社 (30.0%)
法人営業部 03-3272-6663	住友生命保険相互会社 (20.0%)
〒103-6031 東京都中央区日本橋2-7-1	日本生命保険相互会社 (30.0%)

事務委託会社 ▶ 日本システム収納株式会社（NSS）

遺族が受け取る一時金の税務について

遺産に係る相続税の基礎控除は、以下のとおりです。

3,000万円+（600万円×法定相続人の数）

加入者が死亡したときに遺族に支払われる一時金は、相続税の対象（死亡保険金）ですが、死亡保険金は下記の額まで非課税扱いです。（他の死亡保険金がある場合、合算し計算されます。）

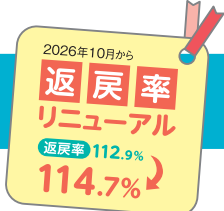
死亡保険金非課税額＝500万円×法定相続人の数

※受取人の順位は、P.3「受取人」をご覧ください。（受取人指定はできません。）※年金受給中に加入者が死亡し、遺族が継続して年金を受け取る場合、死亡保険金非課税控除は適用されません。※左記は、2026年4月1日現在の法令に基づき、原則として2026年12月31日までに亡くなられた人に係る相続税について記載したものです。詳しくは最寄りの税務署または専門家にお尋ねください。



給付額試算表

※以下の表は、2026年4月の日本生命(相)・太陽生命(株)、2026年10月の住友生命(相)・大同生命(株)の保険事務費引き下げを反映したものです。



① 月払掛金 10口／10,000円について

加入 期間 (年)	掛金累計	積立金額 (脱退一時金)	年金月額			65歳開始時月額	
			5年確定 (Bコース)	10年確定	20年確定	15年保証 終身年金(男性)	15年保証 終身年金(女性)
1	120,000円	約118,700円	約2,000円	約1,000円	約500円	約500円	約400円
3	360,000円	359,700円	6,100円	3,100円	1,600円	1,600円	1,400円
4	480,000円	482,000円	8,100円	4,200円	2,200円	2,200円	1,900円
5	600,000円	605,600円	10,200円	5,200円	2,700円	2,700円	2,400円
7	840,000円	856,400円	14,500円	7,400円	3,900円	3,900円	3,500円
10	1,200,000円	1,242,200円	21,000円	10,800円	5,700円	5,700円	5,000円
15	1,800,000円	1,911,300円	32,400円	16,600円	8,800円	8,700円	7,800円
20	2,400,000円	2,614,700円	44,300円	22,800円	12,000円	12,000円	10,600円
25	3,000,000円	3,353,900円	56,900円	29,200円	15,400円	15,400円	13,700円
30	3,600,000円	4,131,000円	70,100円	36,000円	19,000円	19,000円	16,900円
35	4,200,000円	4,947,800円	83,900円	43,100円	22,800円	22,700円	20,200円
40	4,800,000円	5,806,200円	98,500円	50,600円	26,700円	26,700円	23,700円

② 半年払掛金 10口／100,000円について

加入 期間 (年)	掛金累計	積立金額 (脱退一時金)	年金月額			65歳開始時月額	
			5年確定 (Bコース)	10年確定	20年確定	15年保証 終身年金(男性)	15年保証 終身年金(女性)
1	200,000円	約197,200円	約3,300円	約1,700円	約900円	約900円	約800円
3	600,000円	597,600円	10,100円	5,200円	2,700円	2,700円	2,400円
4	800,000円	800,800円	13,500円	6,900円	3,600円	3,600円	3,200円
5	1,000,000円	1,006,000円	17,000円	8,700円	4,600円	4,600円	4,100円
7	1,400,000円	1,422,700円	24,100円	12,400円	6,500円	6,500円	5,800円
10	2,000,000円	2,063,500円	35,000円	18,000円	9,500円	9,400円	8,400円
15	3,000,000円	3,175,100円	53,800円	27,700円	14,600円	14,600円	12,900円
20	4,000,000円	4,343,400円	73,700円	37,900円	20,000円	19,900円	17,700円
25	5,000,000円	5,571,500円	94,500円	48,600円	25,700円	25,600円	22,700円
30	6,000,000円	6,862,300円	116,400円	59,800円	31,600円	31,500円	28,000円
35	7,000,000円	8,219,100円	139,400円	71,700円	37,900円	37,800円	33,600円
40	8,000,000円	9,645,200円	163,600円	84,100円	44,400円	44,300円	39,400円

③ 一時払掛金 1口／100,000円について(Bコースのみ)

加入 期間 (年)	掛金累計	積立金額 (脱退一時金)	年金月額			65歳開始時月額	
			5年確定 (Bコース)	10年確定	20年確定	15年保証 終身年金(男性)	15年保証 終身年金(女性)
1	100,000円	約100,490円	約1,700円	約870円	約460円	約460円	約410円
2	100,000円	101,500円	1,720円	880円	460円	460円	410円
3	100,000円	102,520円	1,730円	890円	470円	470円	410円
5	100,000円	104,580円	1,770円	910円	480円	480円	420円
7	100,000円	106,690円	1,810円	930円	490円	490円	430円
10	100,000円	109,920円	1,860円	950円	500円	500円	440円
15	100,000円	115,540円	1,960円	1,000円	530円	530円	470円
20	100,000円	121,450円	2,060円	1,050円	560円	550円	490円
25	100,000円	127,650円	2,160円	1,110円	580円	580円	520円
30	100,000円	134,180円	2,270円	1,170円	610円	610円	540円
35	100,000円	141,030円	2,390円	1,230円	650円	640円	570円
40	100,000円	148,240円	2,510円	1,290円	680円	680円	600円

(注) ①試算額は変動(増減)します。

給付金額試算表の金額は次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払い額をお約束するものではありません。(1)労働共済連の団体契約として月払掛金は30,000円、半年払掛金は2,800円を常に維持していること。(2)加入者全員の掛金が所定の払込月の1日に入金されたものであること。(3)給付額試算表の金額は、各委託生命保険会社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)[2026年5月現在]および委託割合[2026年5月現在]に基づき計算しております。基礎率(予定利率・予定死亡率等)、委託生命保険会社および委託割合については、将来変更されることがあります。

②積立金額は、掛金から制度運営費、付加保険料等を差し引いた残額に予定利率1.15%で計算されています。

③加入後一定の期間は、脱退一時金が、掛金累計を下回ります。
※試算表、網かけ白抜き部分 参照

④Bコースは、年金月額20,000円未満の場合は一時金でお支払いします。



掛金
シミュレーション



お申込み・
お問い合わせは、
ご加入の
共済会まで

自治労連共済..... TEL.03-5978-3590
福祉保育労共済会..... TEL.03-5687-2901
共済事業部会・実務支援部会(旧労働共済)..... TEL.03-5842-3750
国公共済会..... TEL.03-3580-2881
医労連共済..... TEL.0120-160-931

全国労働組合共済連合会(労働共済連) TEL.03-5844-1198